

浦安市地域防災計画(令和5年度修正素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	海上輸送に関する考え方	<p><u>第4章災害応急・復旧計画(震災編)第16節緊急輸送第2航空輸送・海上輸送 2.海上輸送</u></p> <p>橋梁が通行できない場合に市としての輸送が船舶輸送を要請するのみでは、手薄であると意見する。</p> <p>地震や富士山噴火などの大規模災害を想定するなら、数日間、もしくは数週間に渡って首都圏全域の交通が麻痺することは容易に想像できる。それに際して民間への船舶運航要請と県有地船着場を使用するだけの計画では、心もとない。第一の理由は、市として船舶の保有もなければ船員の雇用もしていないことである。第二の理由は、港が災害時に被害を受けてしまわないか、本当に利用できるか、利用できたとしても市民の住宅地から離れているのではないかと懸念である。</p> <p>そこでご意見として、市としても船舶を保有して、普段から運航しておくことを災害対策としてはどうだろうか。新規に整備をしている高州海浜公園と堀江ドックの間を普段から市民の足として運航していれば、船着場の確保と維持にも有利であることに加えて船舶と船員を確保することにも繋がる。加えて東京都の防災船着場であるなぎさ公園へも運航することを提案する。</p>	C	<p>災害時における船舶を活用した海上からの支援については、浦安遊漁船協同組合との船舶使用に関する協定や、千葉県と港地区県有地を緊急用船着場として使用する協定を締結しております。</p> <p>船舶の活用については、支援物資等の輸送を主な目的としております。</p> <p>今後も、災害における海上からの支援を円滑に行うため、事業者や千葉県等との協力体制づくりに取り組んでいく考えです。</p>	<p>第4章災害応急・復旧計画(震災編)第16節緊急輸送第2航空輸送・海上輸送 2.海上輸送</p> <p>(P.4-16-2)</p>
2	下水道の使用制限に関する考え方	<p><u>第2章災害予防計画第6節応急対応の強化第6 防疫・清掃・環境対策 1.トイレ対策について</u></p> <p>「市は、水道施設や下水道施設が被災した場合を想定し、衛生管理の観点から、下水道の使用制限や使用自粛の協力を市民等に要請」とあるが、これは一定規模の地震が発生した際には自動的に使用制限とするものか、もしくは使用制限指示が出るまでは使用可能と理解して使用を続けて良いものかの判断ができません。</p> <p>いずれかを明示した方が良いと思います。</p>	C	<p>市民の皆様へ、一定規模の地震が発生した際に自動的に下水道の使用制限を要請する基準は設けておらず、水道施設や下水道施設の被災状況を確認し、必要に応じて、使用制限や使用自粛を市民等に要請することとなります。</p> <p>市といたしましては、状況に適した行動を促すため、わかりやすく、きめ細やかな情報発信に努めてまいります。</p>	<p>第2章災害予防計画第6節応急対応の強化第6 防疫・清掃・環境対策 1. トイレ対策について</p> <p>(P.2-6-7)</p>
3	津波避難に関する考え方	<p><u>第4章災害応急・復旧計画(震災編)第12節 津波対策について3.避難指示の発令</u></p> <p>「東京湾内湾」に津波注意報又は津波警報が発表された場合「海岸・河岸付近にいる住民」に対して安全な場所に避難するよう避難指示を発令、とあるが「海岸・河岸付近にいる住民」は具体的にどの人を指すのか。例えば私は新町の三番瀬沿いの住宅に在住しているが海沿い・川沿いマンション住民も対象となるのか等が不明瞭ですので明示すべきではないかと思います。</p>	C	<p>「海岸・河岸付近にいる住民」については、津波の規模や到達時間によって危険地域が異なるため、具体的な地区指定はありませんが、津波情報が発表された場合は、一人ひとりが迅速かつ主体的に河川や海岸沿いから急いで、堅牢で高い建物などの安全な場所に避難することを基本原則としております。</p> <p>国から発表されている津波予測によれば、本市に想定される津波の高さは最大3mであり、堤防が機能している場合、住宅地への浸水の可能性は極めて低いことから津波に関する避難所の指定はありませんが、国、千葉県の津波想定や津波情報発表時の避難行動などの知識の普及並びに情報提供に努めてまいります。</p>	<p>第2章災害予防計画第3節地盤対策、津波対策第3津波対策</p> <p>(P2-3-2)</p> <p>第4章災害応急・復旧計画(震災編)第12節 津波対策について 3. 避難指示の発令</p> <p>(P.4-12-2)</p>

浦安市地域防災計画(令和5年度修正素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		また、「安全な場所に避難」とあるが、具体的に大津波警報等が発令された際の「安全な場所」とはどこを示すのかの明示も必要かと思ます。			
4	災害廃棄物の処理に関する考え方	<p>第4章災害応急・復旧計画(震災編)第14節清掃・環境対策第2トイレ対策について3. 家庭での対策について</p> <p>「トイレが使用できない場合は、自宅トイレで携帯用トイレ(便袋)を使用し、汚物を凝固させてからごみとして処理する。」とあるが、この場合のごみは通常の可燃ごみということで良いのか、もしくはそれと異なる扱いになるのかが不明なので明示する必要があると思ます。</p> <p>また、大規模災害時にはごみ処理施設も稼働が停止することが予想されることからどの程度回収されないかについても想定し明示する必要があると思ます。</p>	C	<p>便袋については可燃ごみとして処理していただくことが可能です。</p> <p>また、浦安市災害廃棄物処理計画において、便袋等の排出方法について周知するとされており、回収量につきましては、ごみ処理施設や下水道施設等の被災状況によって変動すると考えております。</p> <p>浦安市地域防災計画、浦安市災害廃棄物処理計画との整合を図り、災害時において災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する体制づくりに取り組んでいく考えです。</p>	第4章災害応急・復旧計画(震災編)第14節清掃・環境対策第2トイレ対策3 家庭での対策(P.4-14-3)
5	自治会自主防災組織に関する考え方	<p>新年早々の能登半島地震には、驚きとともに、自主防災に携わる者として、考えさせられた。</p> <p>報道が、公助の遅れを大々的に報道する中、我々の最大の関心事の「自助」「共助」の報道がほとんどなく、心配している。ただ、報道されないだけで、うまく機能していたのか、はたまた、うまく機能していないのか、今後、明らかになってくると思うが注視したい。</p> <p>さて、地域防災計画の修正に関しては、高潮や避難行動要支援者の取扱い等、新たな部分は理解でき、早速、周知の徹底、取組の開始をしてゆきたい。</p> <p>計画全般については、細かい点であるが、「自主防災組織」についての記載が気になる。</p> <p>「自治会自主防災組織」という用語が各所で使われているが、インターネットで検索しても、他に使われているようではなく、浦安市独自の表現と思われるが、それであれば、その定義の表記も必要であると思う。加え、「自治会自主防災組織」という記載や「自治会自主防災組織等」という記載が混在している。前の表記が自治会自身、および自治会内部の自主防災組織を指し、後の表記が自治会自主防災組織とその他の自主防災組織を指すのであれば、表記を統一した方がよいと思う。</p>	C	<p>「自治会自主防災組織」とは地域の防災活動を行うため自治会を単位としておおむね 100 世帯以上で組織された団体であり、「自治会自主防災組織等」とは自主防災組織を含む地域のコミュニティのことを指しております。</p> <p>また、自主防災組織に関する定義につきましては「浦安市災害対策基本条例」及び「浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金交付要綱」において明記されております。</p>	浦安市災害対策基本条例 第2条の2 浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金交付要綱 第2条
6	計画の構成に関する考え方	<p>①本計画は 243 ページと大部であるが、そのうち自助(市民の取るべき行動)・共助に関連する記述がある部分は 60 ページ程度と思われる。そこで、これらのページを切り出し、市民・自主防災組織向け防災計画としてホームページにアップしてほしい。今のままでは個人・自治会・自主防災組織としてやるべきことを確認するのに多大な労力を要する。</p> <p>また、本計画を読むと、なすべきことが多岐にわたっており、担当部署</p>	E	<p>①市民の皆様が日頃から実践することができる防災対策や災害時に役立つ情報につきましては、市公式 youtube における防災学習動画の配信などを通して啓発しております。市といたしましては、今後、さらに市民の行政参加機会の充実を図るためにも、より分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えております。</p>	第7章南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画第1節計画の基本方針第2基本方針(P.7-1-1)

浦安市地域防災計画(令和5年度修正素案)に対する意見と市の考え

- A: 意見を受けて加筆・修正したもの
- B: 案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C: 案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D: 案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E: うち計画案に関連する質問などその他のもの

		<p>に大きな負担がかかると推察する。 平時の備えが有事の迅速な対応につながるので、日ごろから十分なヒト・モノ・カネを投入して計画を実行することを期待する。</p> <p>②第7章には自助・共助に関する記述がないが、第4章に準ずるとの理解でよいのか</p>		<p>②ご認識のとおりです。</p>	
--	--	---	--	--------------------	--